

岩手県告示第381号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和4年5月30日次のとおり顕彰した。

令和4年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
佐々木 典子	看護職員の資質の向上と看護体制の充実強化に努め、本県地域医療の発展に尽力するとともに、保健医療の諸施策の推進に貢献された。
平山 健一	大学教育の充実と地域や産学官の連携強化に努め、本県高等教育の振興に尽力するとともに、県政各般の諸施策の推進に貢献された。
三浦 宏	新聞事業の充実発展を通じて、本県文化振興に尽力するとともに、国際協力活動の推進や交通安全施策の推進に貢献された。